## 喫煙の規制状況に関する調査

Q1 屋内での<u>喫煙</u>に対する公的な規制はありますか。

 $(\sharp \iota \nu) \rightarrow Q 1 - 2 \land \qquad \iota \nu \nu \grave{z} \rightarrow Q 2 \land$ 

- Q1-2 規制の内容はどのようなものですか。 (シドニー市のある) ニューサウスウェールズ州における閉ざされた公共空間は禁煙です。
- Q2 屋外での喫煙に対する公的な規制はありますか。

 $(はい) \rightarrow Q2-2$ へ いいえ  $\rightarrow Q3$ へ

- Q2-2 規制の内容はどのようなものですか。 ニューサウスウェールズ州における以下の開かれた公共空間は禁煙です。
  - 屋外の公共の場にある子供の遊具から 10 メートル以内
  - 公共の水泳プール施設
  - スポーツ競技場の観客エリアや組織的なスポーツイベントに用いられるその他のレクリエーションエリア
  - フェリーやタクシーの乗り場を含めた公共交通機関の乗り場とプラットホーム
  - ショッピングセンター、レストラン、カフェなどを含む公共の建物の出入口から 4 メートル以内
  - 飲食施設の屋外エリア
- Q3 屋外に公共の灰皿や喫煙所を設置していますか。

- Q3-2 公共の灰皿や喫煙所はいくつありますか。
  - (1)灰皿 不明 箇所

(灰皿や灰皿付ゴミ箱は様々な開かれた公共空間に数多く設置されている)

(2) 喫煙所 0 箇所

(喫煙場所は指定されていないが、灰皿や灰皿付きゴミ箱は様々な開かれた公共空間に数多く設置されている)

- Q3-3 設置した一番の目的は何ですか。
  - (1)吸い殻のポイ捨て防止のため
  - (2)受動喫煙防止のため
  - <(3)その他(不明)→
- Q4 吸い殻をポイ捨てされないような取り組みをしていますか。

はい  $\rightarrow$  Q4-2 $\sim$  いいえ  $\rightarrow$  アンケートは以上です。

Q4-2 その取り組みはどのようなものですか。

NSW 州内:

- (乗り物からの) ポイ捨て通報窓口の設置
- ポイ捨てした人への罰金(通常: \$80、火がついたまま: \$660、火気使用禁止の日: \$1,320 (\$660 の 2 倍))
- 灰皿の設置
- 携帯灰皿の無料配布(シドニー市)